

〈研究ノート〉

近世日本における〈迷惑〉意識の諸相

—『官刻孝義録』を手がかりとして—

本村 昌文*

はじめに

「家族や子どもに迷惑をかけたくない」—その表現は、「面倒をかけたくない」「お世話になりたくない」「苦勞をかけたくない」「負担をかけたくない」など多様であるが、現代日本において、老い・看取り・死について考える際に、多くの人々がこのように自分のことで何らかのマイナスの負荷を他者に与えてしまうことを懸念する意識を抱く¹。また、実際に介護を受ける状態になり、介護する人に対して「迷惑をかけている」「苦勞をかけてしまっている」などの意識を抱くこともある²。これらの意識の内実を明らかにするためには、「迷惑」「苦勞」「世話」などの多様な表現の間にかなる共通性と差異があるのか、また「迷惑をかけたくない」という意識と「迷惑をかけている」という意識との間にかなる共通性と差異があるのかなど、詳細な検討が必要である³。本稿では、こうした検討を行っていく予備的な作業として、老い・看取り・死をめぐる「迷惑をかけたくない」などの意識、また実際に介護などを受けていることによって「迷惑をかけている」という意識をも含めて、ひとまずこれらの意識を「〈迷惑〉意識」と表記する。そのうえで、かかる〈迷惑〉意識の形成過程を明らかにする端緒を得ようというのが、本稿の主たる目的である。

〈迷惑〉意識をめぐる従来の研究は、およそ以下のように大別できる⁴。

- ①前近代にはない近代社会が生み出した産物とし、近代以降の社会構造のなかで生まれた特有の意識とするもの（時間軸でみた特性）
- ②日本的なもの、また日本文化の特質が刻印されているとするもの（空間軸でみた特性）

* 岡山大学大学院ヘルスシステム統合科学研究科

③「迷惑をかけたくない」という意識に隠れた別の「思い」が存在すること

以上の研究成果はいずれも傾聴に値するものであるが、根本的に見直す必要があると筆者は考えている⁵。その作業の一環として、①について、前近代の日本を対象として、老い・看取り・死をめぐる〈迷惑〉意識のありようを浮かび上がらせ、日本的な、また現代的な特質を解明していく一助としたい。

前近代の日本における老い・看取り・死をめぐる〈迷惑〉意識を考察していくうえで、近世日本、すなわち江戸時代をひとつのターニングポイントとして設定する必要があると筆者は考えている。その理由は、江戸時代以前において、〈迷惑〉意識を抽出することが困難であることが挙げられる⁶。江戸時代とそれ以前の時代とを比較すると、〈迷惑〉意識に類する用例は江戸時代に入ってから漸増していく傾向がある。この点は、「迷惑」という言葉の意味の変遷とも関わる。「迷惑」の語意の変遷に関する日本語学の研究によれば、もともと「迷惑」という言葉は「どうしてよいかわからず途方にくれること」を意味していたが、14世紀頃から意味が多様化し、江戸期に至って、現在に通じる意味が形成されはじめたということである⁷。

このような日本語学の研究は、重要なことを示唆する。近世以前に〈迷惑〉意識を探ろうとしたとき、「迷惑」という言葉を探してもほとんど意味をなさないということである。近世以前に〈迷惑〉意識が存在していたとすれば、それは「迷惑」という語ではなく、異なる言葉で表現されていた可能性がきわめて高い。そうであるならば、近世以前に〈迷惑〉意識がどのように表されていたのか、そして現代に通じる「迷惑」の語意が形成されはじめる近世日本において、その表現のしかたはどのように変化し、展開していくのかを見定める作業が不可欠であるといえるだろう。

以上の点を念頭に置きつつ、本稿は近世日本における老い・看取り・死をめぐる〈迷惑〉意識の一端を整理・分析し、日本における〈迷惑〉意識の形成過程を明らかにする端緒を得ることを目的とする。

1、『官刻孝義録』にみられる〈迷惑〉意識の用例

それでは、近世日本における〈迷惑〉意識を検討するために、どのような資料に注目すればよいのであろうか。幅広く多様な資料に目を配る必要があることはいうまでもないが、本稿では18世紀後半に整理・編纂され、享和元年（1801）に刊行された『官刻孝義録』を取り上

げる⁸。

『官刻孝義録』は、寛政改革の諸教化策の一環として、柴野栗山（1736年～1807年）のすすめにより、松平定信（1758年～1829年）が昌平坂学問所の関係者に命じて編纂した書である。飛騨国を除く全国から孝子、忠義、貞節などの表彰事例が収集・整理され、享和元年（1801）に刊行されている。

『官刻孝義録』に収録された表彰事例は約8600件である。そのうち759件に表彰内容記した略伝が付記されている。この略伝には表象された人々の家族構成、生活の様子や言動が記載されており、ここに記された内容が〈迷惑〉意識を探る手がかりとなる。ただし、本書の作成意図について、「善行者を列挙し、必要に応じてそれらの「善行」の具体相を示し、民衆の生き方の模範とさせようとする」と指摘されていることをふまえると⁹、当時の人々のありのままの言動や姿が描写されているのではなく、「こうあるべき」という支配者側の考える理想態が示されている点に注意する必要がある。なお、表彰の「品目」は、孝行・忠義・貞節・兄弟睦・家内睦・一族睦・風俗宜・潔白・奇特・農業出精の11種となっている。

従来の近世史研究において、この『官刻孝義録』のなかに記された略伝を手がかりとして、当時の介護のありようについて研究が進められてきた¹⁰。こうした研究成果をふまえると、『官刻孝義録』は近世日本における老い・看取り・死の諸相を検討するために重要な情報源となる。そのうえで、筆者が『官刻孝義録』に注目するのは、続編として『続編孝義録料』（全90冊、嘉永元年・1848）が残されていることもある¹¹。『続編孝義録料』は、『官刻孝義録』の続編を編纂するために五畿七道の諸国から書き上げられた資料であり、あまり手を加えられることなく配列だけがなされ、刊行されずに現在に伝わっているものである。そのため、『官刻孝義録』よりも編纂の手が加えられていない描写が随所に残されており、当時の人々の感覚や意識に関する有力な情報源となる。また、『官刻孝義録』と比較検討することを通して、〈迷惑〉意識の時期的な推移などを検討することも可能となる。さらに、以上のようないわゆる「孝子伝」は近代に入ってからでも作成されており、近世から近代に至る老い・看取り・死をめぐる〈迷惑〉意識の形成と展開に関する検討にもつながる。

それでは、『官刻孝義録』に老い・看取り・死をめぐる〈迷惑〉意識の用例を見いだすことはできるのだろうか。『官刻孝義録』に収録された表彰事例759件の略伝をみると、理不尽な親の発言に素直に従う子どもの姿、親の衣食や排泄の世話をする姿など、行動の事跡のみが記載され、介護を受ける人と介護する人の意識が記述されていない例が多い。しかし、具体的な親の発言内容やそれに対する子どもの思いや意識が描写されている例も散見される。こ

これらの事例に目を向けてみると、数は少ないものの、〈迷惑〉意識と捉えることができる用例がある。現時点では、〈迷惑〉意識の現れている用例として数えられるものは19例である¹²。これら19例の表彰の「品目」は、孝行者17例、貞節者1例、忠義者1例であり、孝行者の「品目」が多数を占めている。この点は、親の介護に関わる表彰の「品目」として「孝行者」が多いことにも関連しているだろう。

また、表1は〈迷惑〉意識の用例について、年代、表彰者の「品目」、表彰者の年齢、地域、〈迷惑〉意識の発言主体、発言主体の健康状態、発言の対象をまとめたものである。

表1 『官刻孝義録』における〈迷惑〉意識の用例

年代	1655年	1730年	1750年～59年	
表彰者	孝行者（息子夫婦）	孝行者（息子）	①孝行者（息子）	②孝行者（娘）
表彰時の年齢	不明	14歳	44歳	33歳
地域	備前国	陸奥国	陸奥国	出羽国
発言主体	母	父	母	娘
発言主体の状態	60歳、視力低下、歩行困難	「あしき病」、歩行困難	中風、手足麻痺、起居困難	健康
発言の対象	息子夫婦	継母	息子	近所の人

1768年	1770年～79年			
孝行者（息子）	①孝行者（息子）	②忠義者（女性）	③孝行者（妻）	④孝行者（息子）
14歳	47歳	65歳	46歳	15歳
丹波国	伊代国	肥後国	陸奥国	陸奥国
母	母	女性	妻	父
「長き病」	87歳、中風、歩行困難（9年間）	65歳、「病にふして危うかりしかハ」	健康	多病、起居困難
息子	息子	息子（養子）	近所の人	息子

1780年～89年				
①孝行者（息子）	②孝行者（息子）	③孝行者（息子）	④貞節者（妻）	⑤孝行者（息子）
47歳	43歳	22歳	39歳	26歳
近江国	越前国	備後国	筑前国	筑後国
母	母	母	親族	継母
病弱	老いて衰え	6年、病にふす	健康	健康
息子	息子	息子	妻	息子

1790年～99年				
①孝行者（息子）	②孝行者（息子）	③孝行者（娘）	④孝行者（娘）	⑤孝行者（息子）
52歳	39歳	14歳	55歳	55歳
甲斐国	武蔵国	上野国	安芸国	讃岐国
母	父	伯母	作者（地の文）	母
眼病	78歳、起居困難	健康	不明	7年、病気
息子	息子	娘	娘	息子

年代としては、もっとも早い用例が 1655 年というように 17 世紀中葉の事例があるものの、『官刻孝義録』の編纂時期である 18 世紀後半、とくに 1770 年～99 年までの事例が 14 例として多い。地域については、特定の地域に偏在しているようにはみえないが、陸奥国・出羽国という現代でいう東北地方が 5 例ともっとも多い。

また、〈迷惑〉意識を抱く主体の約半数は母親であり、継母も合わせると 19 例中の 10 例を占めている。次に多いのが父親の 3 例であることをふまえると、〈迷惑〉意識を抱く主体が親である例が多い。

さらに、表 1 で示した 〈迷惑〉意識を抱く主体のうち、17 例は介護を受ける側（現代的に言えば「要介護者」）である。これらの 17 例において、〈迷惑〉意識が誰に対して向けられているかという点については、息子 13 例、娘 2 例というように、子どもに対して抱く 〈迷惑〉意識が多くを占めている。なお、先述した母親・継母の抱く 〈迷惑〉意識の 10 例は、すべて息子に向けられたものである（うち 1 例は息子とその妻に向けられたもの）。そして、残りの 2 例は、介護する人が近隣の人々へ抱く 〈迷惑〉意識の用例である。

このように、『官刻孝義録』において、数こそ少ないものの、介護を受ける人が介護をする人に対して「迷惑をかけたくない」または「迷惑をかけてしまっている」という 〈迷惑〉意識を抱いている例があることがわかる。次節では、これらの用例について、具体的に検討していきたい。

2、「思いやり」の心情

『官刻孝義録』のなかにみられる 〈迷惑〉意識の用例でほぼ共通しているのは、「思いやり」の心情である。子どもを思いやる心情から親が発した発言の前提として、〈迷惑〉意識を読み取ることができる用例である。以下の資料は、『官刻孝義録』巻 9 にみえる「近江国 孝行者 九郎兵衛」（天明 6 年・1786、47 歳）の略伝である。

九郎兵衛は高嶋郡畑村の貧民なりしか、生れつき温和にしてかりそめにも人にをこらす老たる母に孝行を尽し、その病める時はいつも寢食を忘れて看病せしかハ、或とき母其勞を思ひとりて我させる病にあらず、殊に今日ハ心地もよし、とく田面に行てをくれし業をも勤めよかといひけれハ、その心に背かすゆくさまにもてなし外面の小屋にいりてワらの手業なとし、妻もまめやかなれは介抱すへき様を教へをき、折々歸りて安否を訪ひ、くれに及へははやをへぬるとて家にいり、夜も眠らず看病してそやせをとろへける、されは別の家に住る兄のいうふやう、母の病をもしとも覚へず、それにかく心勞するハせんなき事よ、もし汝やミなはかへりて不孝ともならんかし、されは身の養ひをもなすへしと論しけれハ、我近ころ淋疾をなやみぬれハ人目にはつかれたるさまにみゆれと必心遣ひなし給ひそといらへしを……¹³

ここでは、孝行者として表彰された九郎兵衛が老いた母親に対し寢食を忘れて看病する姿が記されている。夜も眠らずに看病することによってやせ衰えていく姿を九郎兵衛の兄がみて、自分が病気になってしまったらそれこそ不孝なことなので、自分の体調のことを気遣うように論ずほど、九郎兵衛は母親の看病に専心していた。この資料で注目したいのは、傍線部である。自分を看病する息子の苦勞を思いはかって、気分がよいので田に行き遅れた仕事に励んでほしいと母親が述べているのである。このような母親の発言には、息子に看病をしてもらうことに対して苦勞をかけてしまっている一何らかのマイナスの負荷をかけてしまっているという〈迷惑〉意識に通じるものが存在しているといえるだろう。こうした〈迷惑〉意識が前提となって、息子の苦勞を思いやる発言がなされているのである。なお、このような発言をする母親に対して、九郎兵衛は母親の言葉に背くことはせず、いつでも母親の看病ができるように振る舞う様子が描かれている。

以上のような看病する人を思いやる発言は、ほかにもみられる。『官刻孝義録』巻27の「越前国 孝行者 圓右衛門」（寛政元年・1789、43歳）の略伝を引用しておこう。

圓右衛門ハ足羽郡和田中村の百姓にて、またわらハへの時に父を失ひ兄妹とおなしく母の手におひたち、兄ハ成長に及びて他の家に養ハれ、妹も又人にゆきぬ。されハ下作とて人の田を耕して母とともにわひしく世をわたりけるに、もとより正路なるものにて、つるにそらことなどいはず、下作の田より出る所を明白にして、年ことの貢も怠らず贈

りけれハ、田主も其まめやかなるを常に称しき、……かくて月日にそへて母おいをとろへけれハ、夜ハその枕上にふし厠にゆけハ必おきてしたかへり、されハ母その労苦を思ひとりて、あなちちにやめてよといひけれハ、その心を破らん事ををそれて其後ハひそかにおきてしたかひゆき、母かへりてふしぬれはをのれもやかて寝間にいり、よく寝いたりたるさまにもてなしぬ、¹⁴

幼いときに父親が亡くなり、圓右衛門は兄・妹とともに母親に育てられた。兄は成長して他の家へ養子となり、妹も他の家へもらわれ、母と圓右衛門は他人の所有する田を耕作しながら二人で暮らしていた。圓右衛門は正直者でうそをつかず、年貢も滞納せず、田の持ち主にその生真面目さを称賛されるような人物であった。月日の経過とともに、母親が老い衰え、夜は母の傍で寝て、母親が厠へ行く際には必ず起きて付き添うという生活をおくっていた。ここで注目したいのは傍線部である。圓右衛門が母親の世話をすることに対して、母親はその苦労を思い計って厠へ付き添うのはやめてほしいと述べているのである。「息子の苦労を思い計って（その労苦を思ひとりて）」という発言がなされるためには、母親自身に息子に苦労をかけているという意識が存在するはずであり、このような発言の前提には〈迷惑〉意識があると考えてよいだろう。先の引用資料と同様に、ここでも子どもへの「思いやり」の心情と〈迷惑〉意識が関わりながら、母親の発言がなされていることがわかる。なお、こうした母親の発言に対し、息子の圓右衛門は母親に反抗することもなく、母親の気持ちを損なうことのないように、母親に気づかれずに厠へ付き添うという姿が描かれていることも、先の引用資料とほぼ類似するところである。

ここまで紹介してきた事例は息子に対する「思いやり」の心情であったが、娘に対して「思いやり」の心情が語られる例もある。『官刻孝義録』巻11の「上野国 孝行者 ちよ」（寛政2年・1790、14歳）の略伝をみてみよう。

ちよは邑楽郡高根村の百姓佐五右衛門か養女なり、もとは下野国梁田郡羽刈村にすめる荒助といへるものの娘なりしを、八歳のころよりむかへとりて、ことし十四歳にそなりける、佐五右衛門ハ田地一反五六畝ハかり持たれと、ミナ下田にてなりはひあしく、年ことの貢も納め得さりしに、この頃は齡たけ身をとろへて農事さへ心に任せず、殊にその兄なる清助ハさきにうせて、それか妻今ハやもめとなりて此家に有しか、これも又病かちにてなにの手業もならさりけるを、ちよ幼き身なから父と伯母とに念頃につかへ、

その暇には足袋をぬふ業をもて世渡りの助けとなしぬ、しかるに父は寛政元年のころ重き病にふしければ昼夜看病に心を尽し、暁ことに水をあひ、其村なる鎮守の社に一七日まうてて立願せしか、そのしるしにや日にそひて怠りさまにみえければ、老の身なれば全く愈るさまにもあらざりき、……其年の十月、父の病俄に重りてつみに空しくなりければ、その悲めるさま大人にもこえたりき、……父のうせにし後は伯母をいたはり、其衣服の事に至るまでさまさまに心をつけ、又燈火の備へとてもあらざれば、とく夕飯をととのへ進めて、淋しくはおはすへければしはしの内ひとりにてあ給へとて、夜はあたりの親族のもとにゆきて糸をくり、昼ハ励ミて足袋をぬひ、もし朝ことの市立ころにをくれぬれば、暁ことに焚火してぬひ、夜あけを待て持行ぬ、或時伯母のいふやう今までかく深切なる介抱にあひぬる事悦はしくはありつれと、年若き身をもてかくまで労苦をなさんより親里に帰れかすとすすめけるに、なとかくはの給ふそ、此家つかんとて参りたれはいかなる艱難をなせはとてかへらんことおもひもよらねは、せんなき心遣ひなし給ひそとそ慰めける、¹⁵

この引用資料の主人公である「ちよ」は、8歳の頃に百姓の佐五右衛門のところに来た養女である。この家の生活は決して楽ではなく、「ちよ」が14歳の頃になると。佐五右衛門は老齢のため身体が弱くなり、農業の仕事もおぼつかなくなる状態となってしまった。また、佐五右衛門の兄である亡き清助の妻が同居しており（「ちよ」の伯母）、彼女もまた病気がちであった。こうした家族の状況において、「ちよ」は養父の佐五右衛門と伯母の世話をしながら家計を助ける仕事をしていたのである。養父が重篤な病になった際には、「ちよ」は昼夜を問わず看病をして、父が亡くなった後は伯母の面倒をみながら生活をおくっていた。ここで傍線部に注目したい。ひたすら自分の面倒をみしてくれる「ちよ」に対して、伯母は「今までこのように心のこもったお世話をしてくれるのはたいへんうれしいことだが、まだ年齢も若い身でこれほどまでの苦勞をするよりは、親元にお帰りなさい」と語っている。伯母は、「ちよ」がいろいろ自分のためにしてくれることに感謝の念を抱くとともに、「ちよ」に苦勞をかけてしまっているという思い（〈迷惑〉意識）も抱いており、その〈迷惑〉意識をもとにして、このような苦勞をするよりは親元に帰るのがよいのではないかという相手を思いやる発言がなされているのである。こうした伯母の発言に対して、「ちよ」がこの家を継ぐつもりで養女に来たのだから、そのような気遣いはなさらないでくださいと返している。このやりとりからも、伯母の発言が「ちよ」に対する「思いやり」の心情から出たものであると受けとめられて

いることがわかる。

ここまでの検討であらためて注意しておきたいことは、以上の3つの事例にみられる〈迷惑〉意識は、「迷惑」という言葉を使用することなく表現されているという点である。ここに紹介した3つの事例においては、「其労を思ひとりて」、「かくまで労苦をなさんより」、「その労苦を思ひとりて」というように、介護をする人に対して自分が与えてしまっているマイナスの負荷は「労」「労苦」という言葉で示されている。この点は、近世日本において〈迷惑〉意識が表現される際に、「迷惑」という言葉ではなく、別の言葉が使用されていたことを示唆するものである。

本節では、〈迷惑〉意識が前提となり、介護する人に対して「思いやり」の心情が示される事例を紹介してきた。以上の事例では、〈迷惑〉意識は、介護や世話をする人に対する「思いやり」の心情と密接に関連しながら形成されていたとすることができるだろう。それでは、〈迷惑〉意識は介護や世話をする人に対する「思いやり」の心情のほかに関連する意識や思いはないのだろうか。さらに、『官刻孝義録』にみられる〈迷惑〉意識のほかの用例を検討していきたい。

3、重層的な〈迷惑〉意識

まず『官刻孝義録』巻30「丹後国 孝行者 源太郎」（明和5年・1768、14歳）の略伝を検討しよう。

源太郎ハ加佐郡公文名村の百姓伊左衛門か子也、父は常に賃持の事又は日傭の業をなして家にもをらず、母長き病なるを源太郎は其側にありて介抱し、やや人となるにしたかひてことさらに心を尽して看病せり、外に遊びに出るといへとも時時に家に帰りて母の所用をかなへ、望めるものハとゝのへ、木こりに行ても人より先にとく帰りて母の食事をすすめけり、母は病によりて髪の毛のうちに虱のいてきけるを、源太郎まめやかにとりつくしければ、母の感し思ひて、かかるうるさき事までもワか子の世話になりぬれば、今ハひたすらに死なん事をのミ思ふといふを、源太郎は心くるしく、いかにもしてなからへ給はん事をおもふに、かかる事なの給ひそと慰めけり、¹⁶

源太郎は百姓の伊左衛門の息子であり、病気で長期療養をしている母親の傍で看病に専心

していた。外出しても時間になればきちんと家に戻り、母親に必要なものは何でも整え、食事から髪に湧いた虱の除去などの身なりのお世話までしていた。こうしたことを息子にさせてしまうことに対して、母親は「こうした面倒なことまでも自分の子どもの世話になってしまっているので、いまはただ死ぬことばかり考えています」と発言している（傍線部）。こうした母親の発言に対して、源太郎はただ長生きをしてほしいと思っており、そのようなことを言わないで下さいと母親を気遣う言葉を返している。傍線部にあるように、ここにも、面倒をみる息子に対して、母親が「自分の子どもに世話になってしまっている」という〈迷惑〉意識を抱いていることを読み取ることができる。また、そうした母親に対して、子どもが思いやり・気遣いの言葉を返す点も、前節で挙げた事例と共通している。しかし、注目したいのは、傍線部にある母親の発言のなかにみえる「今ハひたすらに死なん事をのミ思ふ」という「自分の死を願う」心情（希死念慮）である。直前にみられる「かかるうるさき事までもワか子の世話になりぬれば」という部分は、子どもに面倒をかけてしまっているという〈迷惑〉意識であり、これが理由となって自分の死を願う心情が吐露されるというつながりになっている。ここでは、〈迷惑〉意識は、介護や世話をする人への「思いやり」の心情のみならず、「自分の死を願う」心情と密接な関連を有しながら形成されているといえよう。

このような「自分の死を願う」心情と〈迷惑〉意識とのつながりは、ほかの略伝にもみられる。『官刻孝義録』巻49「肥後国下 忠義者 つや」（安永4年・1775年、60歳）がその事例に相当する。

つやハ阿蘇郡小国の郷下城村の百姓七兵衛といへるもの家にそたちし下女なり、その家きハめて貧しけれハ、つやか十七歳の時錢十貫文の質にして人につかへさせしに、つやハつかふるひまをはかりて、さまざまに心をくたき、夜ふくるまでひとり起居て、芋をうミ綿をつむき人にうりていささかの価にかへてたくハへ置、十三年にしてミつから身を贖ひかへりしに、その家ますます貧しくて又つやを質にする事前のことし、……すへて二十六年の間に五度人につかへ、四十余貫文の身の代を得て主人をたすけし辛苦のほど、たとふるに物なし、……安永四年、領主より褒美して錢そこはくあたふ、そのうち主人夫婦ともに死して跡つくへき子ともなけれハ、人々相はかりて武吉といふものを養子とせしに、つや又これによく仕へしかハ、武吉夫婦もふかくあはれミけり、同九年、領主より重て褒美すへき沙汰ありし時、つやたまたま病にふして危うかりしかハ、郡代もふかくうれへ錢をあたへて病用をたすけ、村里の心あるものハ医薬を贈り人参をあた

へ、近きわたりの医者なとまねかさるに來りて病をとひけり、武吉夫婦もことにいたはりあつかひしを、つや、①あまたたび礼をかへして前の主人夫婦につかへてその終をもミはてしかハ、心に思ひのこす事なし、②又前の主人ともし年に死せん事こそ願ハしけれ、③老朽るまでなからへて今の主人のわつらひとならんよりハ死するにしかすといへとも、賤き身にして人々の恩をかふふりぬれハ、その人々のもとにゆきて一言の礼を述べんかため思ひおこして薬をも服するなりといひしか、つみにその年の暮に六十五歳にてうせにき、¹⁷

この資料には、奉公人としての人生をおくった「つや」という女性のことが記されている。「つや」は26年間のうちに5回も奉公人として仕え、奉公先の主人の夫婦が亡くなった後は、周囲の人の計らいで武吉夫婦を養子としたが、その夫婦にも心尽くして仕えた。こうした振る舞いによって、「つや」は領主から褒賞を受けることになったものの、そのとき、「つや」は病気で命の危険な状態にあった。そのため、郡代は経済的な支援を行い、地域に住む人々は薬を与え、医者を呼び、武吉夫婦も懸命に「つや」のお世話をしていた。注目したいのは、傍線部にみられる「つや」が発言である。まず「つや」は、以前に仕えていた主人夫婦の最期を見届けることができたので、思い残すことはないと述べる（傍線①）。そのうえで、以前に仕えていた主人と同じ時に死ぬのが本望であるという自分の願いを述べ（傍線②）、そうした願いがあるのに、老いて役に立たなくなるまで生きながらえて、今の主人に迷惑をかけるよりは死んだ方がよいという（傍線③）。傍線③は以下に文が続き、死んだ方がよいとは思うものの、卑賤の身ながら多くの人に受けた恩に対してお礼を述べにいきたいと思って薬を飲もうという「つや」の思いが記されていく。傍線③には、明確に「今の主人に迷惑をかけたくない」という〈迷惑〉意識が示されており、その〈迷惑〉意識は「死するにしかす」というような「自分の死を願う」心情と関わりながら形作られていることがわかる。そして、この「自分の死を願う」心情は、今の主人に対する〈迷惑〉意識とともに、「老いて役に立たなくなるまで生きながらえる」ということを忌避する意識＝奉公人としての「職務・役割」への思いとも結びつきながら形成されているのである¹⁸。この点は、傍線②「又前の主人ともし年に死せん事こそ願ハしけれ」という仕えていた前の主人と同じときに死ぬのが本望であるという発言からも裏づけることができよう。以上の検討をふまえると、ここにみられる「つや」の抱く〈迷惑〉意識は、「自分の死を願う」心情と「自分の職務・役割」への思いという複数の意識と関連しながら形成されているということになるだろう。

以上の2つの事例は、介護や看病される側が介護や看病する人へ抱く〈迷惑〉意識であった。次に介護や看病する人の抱く〈迷惑〉意識の用例として、『官刻孝義録』巻22「陸奥国十一 貞節者 うの」(安永8年・1779、46歳)の略伝を紹介したい。

「うの」は勘兵衛の養女で、夫は勘兵衛と同じ村に住む儀助という人物であった。勘兵衛が夭逝した後、夫の儀助と養母と3人で暮らしていた。養母が67歳の頃から「中風」のため手足が麻痺をして自由に動かなくなるにともない、「うの」は心を尽くして養母を看病する生活をおくるようになった。また、夫の儀助も病気になり、最初の4年間は仕事もできていたが、5年目以降は手足の自由がきかなくなり、長い療養生活をおくることになった。こうした状況で生活に困窮する「うの」の一家に対して、同じ村の人々は夫の儀助の長い療養生活で借金がかさみたいへんなので、田の仕事は村の者たちに任せ、「うの」は日雇いなどの仕事をし、息子は子守の奉公に出し、夫の儀助は藩から支給される扶持米をもらえばよいのではないかという提案をした。こうした村の人々からの提案に対して、「うの」は次のように語っている。

①此家の先祖よりして持ったへたる田ところに別れんこそ心くるしけれ、②其うへ手にあまれる田をもて村のうちの人を煩はさん事本意ならず、③又夫を貧人の列にくはへん事かたかたに口おし、世の人の妻子もちてたのミとせるも、かかる病にふせるか又は終に臨む時のためとこそうけ給はれ、我子の人となりなんも三四年には過し、人なミ人なミに妻子もありなから貧人なミの扶助にあつからん事④よくよく宿世のつたなくて、神仏もみはなち給へるかと声をあげてなきければ、親族も里人もその志を感じて涙おとさぬはなかりけり、¹⁹

まず「うの」は先祖から受け継いできた田を手放すことについての辛さを述べている(傍線①)。続いて、自分で耕作できない＝もてあましてしまっている田のことで村の人々に負担をかけてしまうことは自分の心の底からの思いではないという(傍線②)。この傍線②の部分には、養母と夫の看病によって本来自分がやらなければならないことで、地域の人々にマイナスの負荷を与えてしまうことを忌避する〈迷惑〉意識が表出しているといえるだろう。また、夫のために藩から支給される扶持米を受け取ることに對しては、夫を「貧人」のような存在にしてしまうことへの強い失望感が語られている(傍線③)。ここには、貧人救済のような行為を受けることを拒否する意識がみられる。さらに、こうした他者に迷惑をかけてしまうような状況が自身に降りかかっているのは、自分の「前世の因縁」ないしは「神仏」が見放し

たからではないかと悲しみに暮れた心情を吐露している（傍線④）。

以上の「うの」の発言を整理すると、自分の家のことで地域の人々へ迷惑をかけたくないという〈迷惑〉意識がみられること、その〈迷惑〉意識に貧人救済を受けるような存在になりたくないという「他人からの救済」への忌避感に関わり合い、それらの状況を生み出す要因として「前世の因縁」「神仏」という自己を超えた存在への思いが意識されているということになる。傍線②③のような他人からの手助けや救済を受けることを拒否する意識は、地域のなかで自分の家の果たすべき役割を全うしたいという意識とも考えることも可能であろうし、また自分たちのことは自分たちで行うという「自立」意識につながっていく側面もあるといえよう。この点についてはさらなる検討を要するが、この事例にみられる〈迷惑〉意識は、別の意識や思いが何重にも結節され、重層的な構造を有していることを見過ごしてはならない。

以上、本節で挙げた3つの事例をみると、前節の事例と同じように「迷惑」という語が使用されず、「世話になりぬれは」、「わつらひとならん」、「煩ハさん」という別の言葉で表現されていることに気づく。この点をふまえると、少なくとも近世日本において老い・看取り・死に関わる〈迷惑〉意識の諸相を明らかにするためには、「迷惑」という言葉だけを追いかけていく作業では不十分である。〈迷惑〉意識を表現するさまざまな言葉に注意をはらいつつ、さらに前節でみた「思いやり」の心情のみならず、「自分の死を願う」心情、「自分の職務・役割」への思い、「他人からの救済」に対する忌避感、自己を超越した「前世の因縁」・「神仏」への意識など、さまざまな意識や思いと関わりながら形成される重層的な構造を解き明かす作業が不可欠である²⁰。

結びにかえて

本稿では、現代日本において老い・看取り・死を考える際に多くの人が抱く〈迷惑〉意識の形成過程を検討する一助として、近世日本において作成された『官刻孝義録』にみられる用例をもとに考察してきた。稿を終えるにあたり、これまで論じてきたことをまとめ、今後の展望を述べておきたい。

本稿で明らかにしたことは、以下の2点である。

①『官刻孝義録』にみられる〈迷惑〉意識は、「迷惑」という言葉ではなく、別の言葉で表

現されている。そのため、少なくとも近世日本における〈迷惑〉意識を検討するためには、「迷惑」という言葉だけに注目するのではなく、多様な表現がなされていることに留意し、用例を幅広く収集し考察する必要がある。

- ②『官刻孝義録』にみられる〈迷惑〉意識は、「思いやり」の心情、「自分の死を願う」心情、「自分の職務・役割」への思い、「他人からの救済」に対する忌避感、自己を超越した「前世の因縁」・「神仏」への意識など、さまざまな意識や思いと関わりながら形成されており、重層的な構造を有している。そのため、〈迷惑〉意識の形成過程を明らかにしていくためには、この重層的な意識構造全体を射程に入れて、この構造そのものがどのように形成され、変化し、現代に至っているのかという問題意識をもつことが必要である。

さらに今後は以下の点にも留意しつつ、〈迷惑〉意識の形成を検討していく必要があると考えている。1点目は、17世紀半ば・後半から成立する家族構造の変化との関わり（傍系親族や非血縁の隷属民を包摂した複合大家族から傍系・非血縁の自立が進み、夫婦と直系家族からなる小家族が広範に成立）を検討することである。これは、『官刻孝義録』にみられる〈迷惑〉意識の初出が17世紀半ばであるという点と関連している。家族構造の変化にともない、家族を構成人数が減少することが、〈迷惑〉意識の醸成と関係していることを予測させる。2点目は、人間を超越したもの一本稿でいえば「前世の因縁」「神仏」と〈迷惑〉意識のつながりである。近世に至り、前時代よりも人間の力の及ぶ領域が拡大されつつあるといえるが、しかし人間の力の及ばない超越的なものへの志向が〈迷惑〉意識の醸成と何らかの形で関わっているのではないか。これは、別の視点からいえば、近世日本の人々の抱く死生観との関わりということもできる²¹。人間を超えた存在、また死生観と〈迷惑〉意識の関係を検討していくことも今後検討すべき重要な課題である。

注

¹ 例えば、「平成29年度 人生の最終段階における医療に関する意識調査」（厚生労働省）において、「どこで最期を迎えたいかを考える際に、重要だと思うこと」という問いに対する回答は、一般国民・医師・看護師・介護職員いずれも70%以上の割合で「家族等の負担にならないこと」が第1位を占めている。

- 2 実際に終末期において自宅で療養する場合においても、「病気になり、妻・母としての役割が果たせないと感じている。家族に対して遠慮や申し訳ない気持ちがある。家族に面倒をかけることはしたくない。周りに気を使って、本心を伝えられないでいるのか」と患者が家族の中で役割を果たせないため、家族に負担をかけてしまっていることに抵抗を感じている事例が散見する（「居宅支援経過書」、医療法人社団爽秋会岡部医院所蔵）。
- 3 高齢者ケアと「迷惑」の問題を検討するにあたり、「世話」「面倒」「厄介」「手数」「手間」と「迷惑」のニュアンスの相違を分析した論考として、諸岡了介「ケアと「迷惑」——なぜ今日の高齢者はこれほどに「迷惑」を口にするのか」（本村昌文ほか編『古い——人文学・ケアの現場・老年学』ポラーノ出版、2019年）がある。
- 4 〈迷惑〉意識をめぐる研究状況の整理については、拙稿「日本における古い・看取り・死をめぐる「迷惑をかけたくない」意識に関する研究史素描」（『老年人文研究』創刊号、2019年）を参照されたい。
- 5 ①については、〈迷惑〉意識の用例が少なくとも『徒然草』までさかのぼることができ（第172段）、前近代にも類似する意識が存在すると予想できるからである。②については、SPB（Self-Perceived Burden 被介護者が介護者に負担をかけていると感じること）が人生の最終段階の患者のなかに現われることが発表されており（Christine J. McPherson, Keith G. Wilson, Mary Ann Murray〔2007〕. Feeling like a burden: Exploring the perspectives of patients at the end of life. *Social Science and Medicine* 64）、他者に負担をかけることについての研究をレビューした論考のなかでは、カナダ、日本、ケニア、韓国、イギリス、アメリカで論文が発表されていると指摘されている（Christine J. McPherson, Keith G. Wilson, Mary Ann Murray〔2007〕. Feeling like a burden to others: a systematic review focusing on the end of life. *Palliative Medicine* 21）。こうした研究動向をふまえれば、日本における〈迷惑〉意識と海外における他者に負担をかける意識との共通性と差異を検討する必要があることはいうまでもないだろう。③について、医学、看護学、社会学などの分野から〈迷惑〉意識の背後にあるさまざまな意識が明らかにされているが、それらがどのように関係しあっているのか、また現代的な特質は何かについては、今後の検討課題として残されている。以上の問題意識をもとに、現在、筆者は科研費・基盤研究A「日本社会の「古い」をめぐる分野横断的研究——「迷惑」と「ジリツ」の観点から」（課題番号 20H00007）において、日本史・日本文学・生命倫理学・科学技術史・文化人類学・看護学などの諸分野と協働しつつ、現代日本の〈迷惑〉意識の構造とその特質の解明を進めている。

- ⁶ 現時点で筆者が見いだしたもっとも古い用例は、『徒然草』第172段の「老いぬる人は、精神衰へ、淡く疎かにして、感じ動く所なし。心自ら静かなれば、無益のわざを為さず。身を助けて愁なく、人の煩ひなからん事を思ふ。」である。ただし、前出の科研費・基盤研究Aにおける研究協力者の小泉礼子氏により、さらに平安期まで〈迷惑〉意識の用例がさかのぼることが報告されている（歴史班研究会・2021年2月23日開催）。〈迷惑〉意識の初出を突きとめる作業も今後継続して行っていく必要がある。
- ⁷ 拙稿「日本における老い・看取り・死をめぐる「迷惑をかけたくない」意識に関する研究史素描」（『老年人文研究』創刊号、2019年）参照。
- ⁸ 本稿で引用する『官刻孝義録』は、菅野則子校訂『官刻孝義録』上巻・中巻・下巻（東京堂出版、1999年）に拠る。なお、引用に際して、踊り字は通行の字体にあらためたところがある。
- ⁹ 菅野則子「解題」（『官刻孝義録』下巻 500頁）。
- ¹⁰ 例えば、菅野則子「養生と介護」（林玲子編『日本の近世 15 女性の近世』1993年）、同『江戸時代の孝行者』（吉川弘文館、1999年）、鈴木理恵「江戸時代の民衆教化—『官刻孝義録』による孝行の状況分析—」（『長崎大学教育学部社会科学論叢』65、2004年）、同「江戸時代における孝行の具体相—『官刻孝義録』の分析—」（『長崎大学教育学部社会科学論叢』66、2005年）、柳谷慶子『近世の女性相続と介護』第二部第二章（吉川弘文館、2007年。初出は1993年）等を参照。いずれの研究も『官刻孝義録』にみられる介護の事例を分析し、介護の実態や状況を明らかにした重要な研究成果であるが、人々の意識、とくに〈迷惑〉意識には注目されていない。
- ¹¹ 菅野則子編『続編孝義録料』全7巻（汲古書院、2017年～2018年）。
- ¹² 表彰事例759件のうち、〈迷惑〉意識が現れているのが19例とすると、その割合は約2.5%であり、決して多いとは言えない。しかし、数は少ないとはいえ、老い・看取り・死をめぐる〈迷惑〉意識が表出していることが事実であり、かかる事例を整理・分析することは近代から現代に至る〈迷惑〉意識の特質を検討するうえで、必要不可欠な作業といえる。
- ¹³ 『官刻孝義録』上巻 235頁～236頁。
- ¹⁴ 『官刻孝義録』中巻 327頁。
- ¹⁵ 『官刻孝義録』上巻 306頁。
- ¹⁶ 『官刻孝義録』中巻 428頁。
- ¹⁷ 『官刻孝義録』下巻 461頁～462頁。

¹⁸ 集団内での役割を生きがい、死にがいとする日本人の死生観が、住み慣れた地域で最期まで暮らしたいという希望をもちながら、家族や周囲に迷惑をかけることが少ない病院や施設へのケアニーズを生み出しているアンビバレントな状況の源泉のひとつであると浅見洋氏が指摘している（「日本人の死生観とケアニーズ」『臨牀看護』33-13、2007年）。今後、さらに近世日本における老い・看取り・死に関わる資料に即しながら、〈迷惑〉意識と「自分の職務・役割」への思いの関係を検討していくことが必要であろう。

¹⁹ 『官刻孝義録』中巻 220頁。

²⁰ 現代日本における〈迷惑〉意識をめぐる研究においても、〈迷惑〉意識の背後にさまざまな思いが存在することが指摘されている。注（4）拙稿でも紹介をしたが、それらの研究によれば、家族の介護負担への配慮・自律の欲求・恥の感情や自尊心、高齢者自身の葛藤、自己決定をしたいという意思の現れ（自律の欲求）、排除されたくないという心境、「自立」への志向、子どもたちの役割への期待等の意識などが明らかにされている（森朋子氏・湯浅龍彦「筋萎縮性側索硬化症患者の心理——人工呼吸器装着の意思決定」〈『医療』60-10、2006年〉、大島操「高齢者が「迷惑」と表現する状況に関する考察」〈『熊本大学社会文化研究』12、2014年〉、原葉子「高齢期の住まいの選択にみる「自立」意識——サービス付き高齢者向け住宅入居者の語りから」〈『家族社会学研究』28-2、2016年〉等）。本稿で検討したことをもとにすれば、〈迷惑〉意識の背後にさまざまな意識や思いが存在するのは現代日本における特質ということにはならない。むしろ過去の日本において存在していた〈迷惑〉意識がそもそも重層的な構造を有していたのであり、過去の日本における〈迷惑〉意識の重層構造の形成過程を明らかにし、現代の〈迷惑〉意識の構造と比較することを通してはじめて、現代における〈迷惑〉意識の構造とその特質が解き明かされると筆者は考えている。

²¹ 近世日本に至り、17世紀中葉頃から前時代において支配的であった仏教の死生観とは異なる多様な死生観が形成されはじめるという見通しを筆者はもっている（拙著『いまを生きる江戸思想——十七世紀における仏教批判と死生観』ペリかん社、2016年）。〈迷惑〉意識が17世紀中葉頃から事例が増えはじめることと多様な死生観の形成との関わりを検討することも今後の課題である。

〈付記〉本稿はJSPS 科研費 JP20H00007 の助成を受けたものである。